



一

第五に、審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて移転について検討されることとするとともに、移転を決定する場合には、審議会の答申を踏まえ、別に法律で定めることとしております。

が言葉ではないかと思ひます。  
たまたま六月十三日の衆議院国会等移転特別委員会で横本總理は、今回の法案に盛られている内容は首都の移転ではなく、皇室に御勤座をいただくつもりはないと答弁されたと伺つております。

第六に、移転先の候補地の選定に伴う土地投機対策として、監視区域の指定の特例等について定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（菅野久光君） 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○統訓弘君 質疑のある方は順次御発言願います。  
私は、平成会の統でござります。  
まず、具体的な質問に入ります前に、発議者の  
皆さん方に一言申し上げます。

ただいま朗読されました修正案に対しまして、  
真摯な議論の末、取りまとめていただきましたこと  
に対し、改めて敬意を表します。  
私は、まず首都の定義についてお伺いいたしま  
す。

でいるものでござりますから、今先生が御指摘の  
ように、改めて、首都というものはどういう定義  
になつてゐるのかということは、私も後について  
今回の法案を審議するに当たつていろいろ調べて  
みましたが、法律的にこういう定義であるといふ  
のは現在のところないよう思つております。

したがいまして、これからは国民全体のコンセントサスを得ながら首都というものはどういうものであるのかということを定めていくのが一番妥当

○統続弘君　現行法の前文に、「我が國の現状は、改台、中区幾老、正五國、昌萬芝一ではないか、かのように思つてゐるところです」とい  
ます。

私は、首都の定義としては、まず、日本国の大いなる象徴である。そしてまた日本国民の統合の象徴である天皇陛下の住まいとしての皇居のあるところ、そして二番目には、国の立法並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的な機能の存するところ

○綱説 張君 現行法の前文に、「我が國の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危機の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。」と述べ、「このような状況にかん

がみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、「国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進める」としております。

しかし、当時から今日まで、社会経済情勢等の大きな変化がございました。東京や首都圏の過密の加速は大きく鈍化しただけでなく、全国シェアの上でマイナスに転じた指標さえ数多くあらわれております。東京の産業の空洞化さえ心配される事態となつております。地価の高騰はどうでしょうか。その後の下落は申し上げるまでもございません。

このように、我が国並びに東京、首都圏のこれまでの変化やこれからの方針をいたしました。議論をしてきた過程の中で、この首都機能の移転というものの目的といいますか効果というか、そのことにつきましては三点に絞られて議論があつたようになります。

その一つは、地方分権や規制緩和を中心とする国政全般の改革を促進する重要な契機になるだろう。二つ目には、東京への集中が集中を呼ぶメカニズムを改め、一極集中の是正を通じて各地域の活力を呼び起こことになるだろう。三つ目には東京圏はもちろんのこと、我が国全体の災害対応力の向上を図ること。これを大きな意義としていると考えておられます。

したがいまして、この機能移転は、その規模から直接的には東京の活力の低下にはならないだろうと思います。それから、機能移転によって交通事情の問題や混乱を少しでも解消し、そしてゆとりある東京をつくる、こういうところに大きな意義と目的があるように私は認識しております。

○統訓弘君 二〇一〇年には新首都で国会を開くと最終報告はまとめました。その中で、霞が関の官庁街は建てかえがメジロ押しであります。五月十七日には、首相官邸を建てかえるため学識者八人から成る委員会も発足いたしました。そうだとすれば、それらの官庁街の建設計画あるいは金額・完成年度、首相官邸を含めてこの際明確にお答えいただきたい。

あわせまして、都道府県会館だとかあるいは都市センター、町村会館等ももう既に改築が始まっています。二〇一〇年に新しいところで首都が開設される、国会が開設されると言ひながら、一方においては官庁街が、あるいは都道府県、市町村関係の庁舎が改築される、こういう状況に対して、矛盾しているのはなからうか、國民はそういう疑問を呈しているのではなかろうかと私は思っています。

つきましては、今申し上げた諸施設の建設計画なり金額なり規模なりをここで明らかにしていただきたい。

○政府委員(吉井一弥君) 総理大臣官邸の建てかえにつきましてお答え申し上げます。

現在の官邸は、建築後七十年近くが経過しております。老朽化、狹隘化が非常に著しく、危機管理機能や情報通信機能の充実が緊急の課題であると承知しております。今年度、基本設計に対する費用の一部が予算に計上されてございまして、建設省の官庁営繕部におきまして設計に取り組んでいただくこととしておるところでございます。

新官邸の規模、総工事費につきましては、基本設計を経て決まるものであると考えております。現時点においてはまだ固まつたものはございません。新官邸は、基本設計の後に実施設計を行いまして、平成十二年までに概成することを目指しておるところでございます。

○政府委員(濱和夫君) 都道府県会館、都市センター、町村会館の建てかえにつきまして御答弁申しあげたいと存じます。

これらの施設、いずれも既に事業に着手をいたしておりますが、都道府県会館は、地上十五階地下三階、建物総面積で申しまして三万二千九百平米程度の規模でございます。建設費が約三百五十億円、平成十年度の完成を予定いたしております。

それから、都市センターにつきましては、地上二十一階地下二階、建物面積が約三万八百平米、建設費が百六十億円、完成予定は平成十一年度となっております。

また、全国町村会館は、地上十七階地下二階建てで、建物面積は約一万五千平米、建設費は約八十九億円で、平成十年度の完成予定というふうにそれぞれ伺つておるところでございます。

○統訓弘君 官庁街は、答弁。

○委員長(菅野久光君) 速記をとめてください。

○(速記中止)

○委員長(菅野久光君) 速記を起こしてください。

○政府委員(伴裏君) 新中央合同庁舎第一号館、人事院ビルの建てかえがございますが、これにつきましては、工期が平成七年度から十二年度でございまして、全体計画額が五百七十五億円といいます。

○統訓弘君 私は、霞が関の官庁街の建てかえ工事の全体を伺つておるんです。

○政府委員(伴裏君) 現在、計画して着工しておりますのは、新二号館でございます。そのほかに六号館等々、あるいは国会関係の施設等はございまが、現在、具体的に工事に着手しているのは、この新二号館でございます。

○統訓弘君 私は、鈴木知事のもとで財政再建に携わつてしまひました。ここに自民党的保坂議員もおられます。議会とともに汗をかいてまいりました。そして、それを果敢に実行されました。そ

れは、自分の給料を財政再建が成るまでは半分に

しよう、これが一つであります。

さらにもう一つは、職員の労働組合や議会、あ

るいは職員自身の理解、協力をいただいて人間の

大幅な削減を実施しよう。何と一万八千四百七十

五人の削減を実施いたしました。八・四%です。

さらにはボスト、勤め人にとっては一番重要なボ

ストの削減をいたしました。何と一五%のボスト

の削減であります。

そしてさらに、計画されて着工寸前の庁舎は、

直ちに改築まかりならぬ、こういうことでもあります。

そういう姿勢を貫くことによって、公約の四年

ではなくて三年間で見事に都財政の再建ができた

わけであります。

今二〇一〇年に新しいところで国会を開設し、そして行政、司法の中核が移転しよつ、そういう

状況の中で、何で官庁街を改築し、都道府県会館等々の地方関係の庁舎を改築する必要があるんでしようか。これでは国民は理解できません。

重ねて、これらに対する姿勢を伺いたいと存じます。

○国務大臣(中尾栄一君) 続委員に答弁をさせていただきます。

もう一つおっしゃることが体験を通してのことです。ございませんから、私どもの教訓になる

ことも非常にたくさんあるわけでございまして、お教えをいただいていることに感謝申し上げたい

と思う次第でございます。

同時に、今お尋ねのように、例えば行政改革によつてスリム化が行わたったときに、それでも移転するのかというお話なんですが、私の認識としては、今地方分権とか規制緩和という言葉は言葉としてあるんですけども、それを実際に促進していくといふことになるところは話がなかなかまとまらないといふこともあります。今はまだ狭隘化等によりまして、危機管理を中心とする國の基本的行政サービス等に支障が生じてはならないところでございます。このために、必要やむを得ない施設につきましては、計画的な整備を進めていくという考え方であることを申し添えておきたい

と思います。

○統訓弘君 私は、せつかくの中尾大臣の御答弁

ではござりますけれども、やはり為政者の姿勢と

してそういうことが必要ではなかろうか、こうい

うことを重ねて申し上げたいと存じます。

次に、地方分権や規制緩和は首都機能とは別に

思いつつ取り組むことこそ必要であります。そ

の上で地方分権や規制緩和が大胆に行われ、國の

機能がスリムになつた場合においても、それでも

なお首都機能の移転が必要であるかどうか、この

点についての国土庁長官の考え方を伺いたいと存じます。

○国務大臣(鈴木和美君) 今の問題に直接答える前に、もう一つ私はぜひ御理解を得たいと思うんです。

国会等の機能移転の問題は、阪神・淡路大震災のとうとい経験というのが認識の中に多くなつてきました。

令塔といふものが一体どこにあつた方がいいのか。東京に全部集中しておれば、こんなことがあつてはいかぬかもしませんけれども、仮に直下型の地震が起きるというようなときに、全国に

か。東京に全部集中しておれば、こんなことがあつてはいかぬかもしませんけれども、仮に直

火災の面が非常に強く今は意識されていると思う

ことです。したがいまして、行政改革の問題とそういう機能移転の側面もあることをぜひ御理解いただきたいと思うんです。

同時に、今お尋ねのように、例えば行政改革に

よつてスリム化が行わたったときに、それでも移転するのかというお話なんですが、私の認識としては、今地方分権とか規制緩和という言葉は言葉としてあるんですけども、それを実際に促進して

いるふうに思つてます。今はまだ狭隘化等によりまして、危機管理を中心とする國の基本的行政サービス等に支障が生じてはならないところでございます。

私が尋ねるのは、機能移転をした後の土地は一体どうするんだとか、どういう利用をするんだとか、そういうことが一番心配の中心のようでございます。

東京に住んでいるわけでございまして、東京の各議員の皆さんや関係者とよくお話をすると

います。つまり、機能移転すると、東京は何か経済的にも減少するといふ活力がなくなる、そういうふうなことになるんじやないかといふ心配の余り、機能移転は仕方がないかもしらぬけれども、その跡地をどうするんだとか、そういうことをしつかりしろということがよく聞かされる話でございます。

したがいまして、このことは重要なことでございます。

同時に、先ほど申し上げましたように、改めて

この機能移転という問題は、一つは分権といふ

規制緩和といふ、そういうことを進める起爆剤

にしていきますよ、それから集中が集中を呼ぶよ

ういう認識でございます。

私は、鈴木知事の御答弁

都市の一として世界の発展に貢献すると同時に、我が国の高水準な経済社会活動を支え、ひいては国民生活の向上にも寄与していることを考え合わせ、アジア諸都市の成長著しい中で、東京の魅力を減退させるような首都機能の移転は改めて問い合わせる必要があると私は考えます。

今さら申し上げるまでもございませんが、地方

都市の育成や国土の均衡ある発展を図るには、地方分権と規制緩和こそががぎではないかと思いま

す。国際都市東京の魅力を減退させ、ひいては我

が国の経済社会活動の発展を阻害するようなことがあつては絶対なりません。そのようなおそれがある首都機能移転をあえて推進するねらいある

いは目的等について、改めて国土庁長官の御見解

を承りたいと存じます。

○国務大臣(鈴木和美君) 私も昭和二十七年から

東京に住んでいるわけでございまして、東京の各議員の皆さんや関係者とよくお話をすると

都市の一つとして世界の発展に貢献すると同時に、我が国の高水準な経済社会活動を支え、ひいては国民生活の向上にも寄与していることを考え合わせ、アジア諸都市の成長著しい中で、東京の魅力を減退させるような首都機能の移転は改めて問い合わせる必要があると私は考えます。

都市の一つとして世界の発展に貢献すると同時に、我が国の高水準な経済社会活動を支え、ひいては国民生活の向上にも寄与していることを考え

ます。都市としての魅力を減退させるような首都機能の

移転は改めて問い合わせる必要があると私は考えます。

都市としての魅力を減退させ、ひいては我

が国の経済社会活動の発展を阻害するようなことがあつては絶対なりません。そのようなおそれ

がある首都機能移転をあえて推進するねらいある

いは目的等について、改めて国土庁長官の御見解

を承りたいと存じます。

○国務大臣(鈴木和美君) 私も昭和二十七年から

東京に住んでいるわけでございまして、東京の各議員の皆さんや関係者とよくお話をすると

います。つまり、機能移転をした後の土地は一体どうするんだとか、どういう利用をするんだとか、そういうことが一番心配の中心のようでござ

います。つまり、機能移転すると、東京は何か経

済的にも減少するといふ活力がなくなる、そ

ういうふうなことになるんじやないかといふ心配の

余り、機能移転は仕方がないかもしらぬけれども、その跡地をどうするんだとか、そういうことを

しつかりしろということがよく聞かされる話でございます。

したがいまして、このことは重要なことでござ

ります。

私は、東京の皆さんと話をします。

そのときに、東京の関係者の皆さんのが一番最初

に尋ねるのは、機能移転をした後の土地は一体

どうするんだとか、どういう利用をするんだとか

か、そういうことが一番心配の中心のようでござ

ります。つまり、機能移転すると、東京は何か経

済的にも減少するといふ活力がなくなる、そ

ういうふうなことになるんじやないかといふ心配の

余り、機能移転は仕方がないかもしらぬけれども、その跡地をどうするんだとか、そういうことを

しつかりしろということがよく聞かされる話でござ

ります。

したがいまして、このことは重要なことでござ

ります。

私は、東京の皆さんと話をします。

そのときに、東京の皆さんと話をします。

私は、東京の皆さんと話をします。

私は、東京の皆さんと話をします。

私は、東京の皆さんと話をします。

ら国土の防災への対応力を高めていきたい、「こういうところに目的があるんだということで」ござりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

てそれが過密都市東京の解消にどのように役立つか、その辺のことについて、都民あるいは東京圏域の人たちは大変関心を持っていると私は思います。

の国土の均衡ある发展、それと地方の活力、それらを考え合わせますと、東京の一極集中を何とか是正する必要があるんだと。これは私の哲学であります。こんな知事に対する説得でありました。

木前都知事のお考え、私もこのような考え方にはなずける面も多々ございます。多々ございますだけに、非常にとつおい心中に揺れ動くものは、とうとらえ方もございましょう。

臨海副都心開発は、短期的な経済事情などに振り回されず、いわば百年の計として本来の日指すべき姿を踏まえて、その長期的な目標に向かって多少の短期的な変化を乗り越えて取り組むべきであると思ふ。これが更迭の争長の老害を尊重するべきである。

ルすべてが恐らく利用できないと思います。したがって、当局として、二百十ヘクタールのうち都市施設あるいはその他の都民の便益に提供できるような土地は一体幾らあるのか、その辺のことをお聞き申します。

あると思ひます。それが更に将来の發展を導き、ひいては我が國經濟社會全体の發展と向上をもたらすものと考えますが、大都市圈整備の立場からどのように考えておられるか、国土庁長官の御見解を承りたいと存じます。

○政府委員(五十嵐健之君) 国会等移転調査会報告におきましては、国会等の移転に伴いまして、都区部の中だけに所在いたします庁舎、宿舎の会計が二百十ヘクタール、つまり、国会等の移転に伴いまして利活用ができる最大限の数字が二百十ヘクタール発生するという計算をしているところ

東京臨海副都心開発につきましては、先生御指摘のよう、今後の東京の発展等を図る上で大変重要なプロジェクトと考えております。特に、東京都におかれましてこの全体のプロジェクトの実施が行われてきておるところでありますと、私ども

今後、法律が進みましてさらに次への段階に進んでいく、こういうような段階になりまして、この東京にござります移転されるべき首都機能というのはどういう内容になるのかというのがござります。

も国といたしましても所要の支援を行わさせていただいている、そういうことでございます。  
御案内のように、現在、東京都におかれましてはこの副都心開発につきまして見直し作業が行われているさなかにあるという状況でございます。

詰められてまいるわけであります。その結果の最大二百十ヘクタールのうちのどのぐらいが使われるかというのが今後議論されていくことになります。

国土庁といたしましては、今後これを注意深く見守つてまいりたいと考へております。  
○続訓弘君 国会等の移転した跡地の利用計画について伺います。

ともに随分前からかかりわざでまいりました。最初に、当時の金丸副総理と知事が会見しました。あるいは、村田敬次郎先生ともお目にかかりました。

調査会の報告によりますと、国会等が移転をした跡地は約一百十ヘクタールある、こういうふうに書いてございました。そして、利便性の高い都

金丸先生のお話は、第一に、国会の移転は日米構造協議、黒字減らしに役立つんだと。第一に、今あり余っている民間活力、民間資金を活用

区内部内に所在する斤舎及び宿舎敷地はそれぞれ別な使い道を考えたらどうだろうか、こんな記述もございました。

金丸先生のお話は、第一に、国会の移転は米構造協議、黒字減らしに役立つんだと。第二に、今あり余っている民間活力、民間資金を活田する絶好の機会だと。そういう二つの意味で国会移転は必要なんだ。こういうお説であります。

おりました。また、西田元国土庁長官におきましては、そのようなお考えであることも伺つておりました。

なるがゆえに、先ほど鈴木国土庁長官が申し上げますように、万が一つにも災害というものは避けたくはないことではござりますが、人災、天災、またこのような防災問題といふものは、全くあり得ないことがあり得たことを推定しながら考

人が非常に苦労してここまで運んでいた大いたものを、ぜひ御理解をいただきて何としても早く通していただきたいというのが私の心境でございます。

化の積み重ねがあります。キャンベラを見てください、あるいはブラジリアを見てください。果たしてそういう人工の首都が首都として機能するでしょうか。こんな感想を申されました。

私は、具体的な質問を通告しておりませんが、これらのやりとりに対する建設大臣、国土庁長官が、それぞれの感想を伺つて、質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(中尾栄一君) 金丸信先生は私の御父の大先輩でもござりますし、同時に、私もちょうど十年くらい前でございましょうか、そういう御認識をお持ちであることを、極めて深くいろいろと御親交を持つ間にそのような御教訓を賜つたことが多々ございます。

日米構造問題、また構造協議の問題等々における大きな期待感というのももそのときに伺つた感覚を、お持ちであることを、極めて深くいろいろと御親交を持つ間にそのような御教訓を賜つたことがあります。

考へていることが感想として申し上げられるのではないかと思つておる次第でござります。

○国務大臣(鈴木和美君) 先生のお話を承りまして、それはそれなりに私も先輩各位の哲学は受けとめていきたいと思つています。けれども、私は最近一つだけ違う現象があらわれていると思つております。

といふのは、太平洋ベルト地帯から始まつた都型中心の国土づくりというよくなものを、これからは変えていかなきやならぬのじやないかと思ふんです。つまり、地方振興というか、新しい国土づくりといふか、国土の軸を地方に移していく、こういうことがこれから国土づくりのためには一番必要じゃないのか。何でも東京、東京といふことで本当にいいんだろうか。これが、私は自分の胸の中にこれらの国土づくりとしてあり

じかいたします。村田敬次郎先生は、我々もまた、同僚議員いたしまして、二十八年間とおつしやいましたが、確かに二十八年間の大変長きにわたりました。そういう一つの哲学だということを私も伺つておりました。また、西田元国土土官長官におきましても、そのようなお考えであることも伺つておりました。

同時に、今、建設大臣がおっしゃいましたように、やはり災害のことが頭からどうしても離れないものですから、西田司先生以下の提案者の皆さんが非常に苦労してここまで運んでいた大いためのを、ぜひ御理解をいただいて何としても早く通していただきたいというのが私の心境でございまます。

まで自分たちが支えているんだと。そのためには相当の犠牲を払ってこられたのも私は事実だと思います。

そういう意味で、新しく首都移転を決定される際には、やはり民意を徹底的にお聞き取りいただきたい。そして、理解と納得の上でお決めいただきたいたい、このことを御要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○瀬谷英行君 社民党的瀬谷であります。

本日は、衆議院から送付をされました法律案に関連をして、提出者の方にお伺いしたいと思っておりますので、まず提出者にお伺いしたいと思うんですね。今、東京の人口がどうなっているのか。戦後、激増しまして、まさに超過密状態にあると、こう言つても間違はないと思います。それが東京だけではなくて、東京周辺の関東各県も同様になつてきてるわけです。

私は埼玉県出身でございますけれども、東京で生まれて東京で育ちました。埼玉都民といふふうに言われるんすけれども、埼玉から東京へ通う人が一日百万と言われているんですよ。だから、一日百万というと地方における県の人口に該当するくらいじゃないかと思うんですが、それは埼玉だけではなくて神奈川、千葉あるいは茨城、栃木、この辺からも東京へたくさんの人気が通つてます。昼飯は東京で食つてが晩飯は自分の家に帰つて食つて寝ると、月給は東京でもらうと、こういうようなスタイルがかなり多いわけです。

そこで、まさに日本の人口のうち三千万がこの東京を中心とした東京圏で暮らすようになつてしまつた、そのためいろいろな問題が起きていくと、いうことは一々申し上げるまでもないと思うんであります。この状態は、東京及び周辺の自治体の能力では解決が到底不能であるというふうに私は思ふんです。どうしても国家が大なたを振るう必要があるんじやないか。

具体的に申し上げますと、例を挙げますけれども、アメリカではワシントンとニューヨークは

別々であつて、ワシントンはホワイトハウスといふのがあって、あそこが政治の中心になつています。ニューヨークは経済やあるいは商業等の中心になつておる。そして、ニューヨークとワシントンというのは、離れたところではあるけれどもそ

れぞれの機能を發揮しているわけなんです。決して今ニューヨークがワシントンを合併したいとか、ホワイトハウスをニューヨークへ持つてこないとか、そういうことは言つていないと聞いています。

これは一つの大きな参考になると思うんでありますけれども、それを考えるならば、やっぱりこの辺で国として決断をすると。病状は極めて深刻でありますから、この深刻な病状は、今まで痛みどめの注射をやつたり痛みどめの座薬を使ったりして当面を糊塗してきたわけです。しかし、ここまで来るともう思い切った開腹手術をしなければ間に合わないんじゃないいか、命にかかるんじやないかと、どういふうに思つておりだと思います。

今や決断をすべきときではないかと思うんですが、病状は深刻である、だから大手術をしなければならないという見解に対し、東京なんかでは、もとと議論を尽くすべきだという都知事からのお手紙もいただきました。国家百年の大計だから慎重に論議をしてくれと、こういう意味であります。

要するに反対であるということなんでしょうが、論議をしろといったて、国家百年の大計といふすけれども、江戸が東京になつてからもう百年以上たつているんですよ、百二十年以上です。百三十年にならうとしているんですよ。だから、百年を超過しているというと竹馬に乗つてその辺を遊んだり、小川でメダカをとつたり、そういうふうに思ひますので、以上の問題について提出者並びに関係者の御答弁をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(松本龍君) 委員御指摘のとおり、東京圏ということでありますけれども、やや鎮静化をいたしましたけれども、国土の三・六%に全人口の二五%が集中しているということは大変深刻な問題であるというふうに思います。

私も九州は福岡市の出身でありますけれども、いろんな人と話をしますと、東京に行きたいです。だから、やっぱり政治、経済の中心として、文化、情報の発信地として大変魅力的な町である。これは集積のメリットであろうと、うふうに思つてあります。

一方、同じ人に東京に住みたいかというふうに聞きますと、ためらう人が多い。これはやはり住宅の問題や長時間通勤あるいは交通渋滞、産業廃棄物の問題等々、集積のデメリットが今ここに来て奥窓の課題として深刻化しているというあらわれではないかというふうに思つております。

本案は、こうした東京一極集中に伴う問題の解決とともに、地方分権や規制緩和等々、国政全般の改革、国土の災害対応力の強化に資するために提案したものでございます。委員がワシントンの事例を言われましたけれども、国会等の移転先地の都市形態につきましては、外国の事例等々も参考にしながら、二十一世紀の我が国にふさわしい町づくりを国民合意形成とともに行う必要があるというふうに考えております。

○瀬谷英行君 私は東京で生まれ育つて、小学校、中学、大学まで東京で過ごしました。戦争中の四年間を除いて、戦後もまた東京で暮らしました。だから、戦前、戦後の東京を比較することができます。

私が子供のころは、木登りをしたりあるいは原っぱでたこ揚げをしたり、あるいはちょっとした道が入梅時期で湿つているというと竹馬に乗つてその辺を遊んだり、小川でメダカをとつたり、そういう生活が環状線の中で行われていたんですよ。だから、先生一つだけ御理解いただきたいことは、この国会移転という問題は確かに何年かかけ

問題なんて話は聞いたことがないんです。住まいは、そんなにあくせくしなくなつて、ちょっとその辺を歩くと貸し家札というのが張つてあるんですよ。それで、一戸建てで三間が四間ぐらいの家がサラリーマンでも、例えば当時の月給で初任給が七十円前後の若い人でも、借りられたんです。だから、貸し家が借りられるということになると、無理して金をためて土地を買って家を建てるなんて、そんな発想は出でこないんですよ。

つまり、古きよき時代だったんですけども、そういう状態だったということを考えると、戦後は、昔の子供のころいたところはどうなつているんだろうか。木登りをする木もないし、それからたこ揚げをする原っぱもないし、みんなマンショングやら何やらああいうものが建つてしまつて、まことに味気ない。と同時に、ここでもつて住まいを求めるということが一方ならぬ苦労を要するという事態になつてゐるんですね。まさに住まいの点からいと幻滅ですよ。

だから、まず首都機能を移転して、移転をする場合にはここに理想的な都市を建設する。それから機能は模範になつて地価を安定させる。こういうものができることによって土地がほんばん上がるなどというような悪例は過去のものとして、まず首から環境も理想的なものとする。職住近接といったら、そのためには地価も安定させる。こういうものができることによって土地がほんばん上がるなどというような悪例は過去のものとして、まず首都機能は模範になつて地価を安定させて、それから環境も理想的なものとする。職住近接といったら、働く人たちが非常に希望を持って働けるようになるんではないか。

やはり、これからは国民にそういうな楽しい夢を持たせるということも私は必要じゃないかというふうに思ひます。だから、大臣を初めて関係者の御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木和美君) 瀬谷先輩のお話でございましたから、大変興味深く、また真剣にお聞かせいただきました。



ようというときに、政府の機能を移そうということに、どうして政府の官庁を建てるのか、その考え方をちょっと提案者にお伺いいたします。

○衆議院議員(玄葉光一郎君) まず、新都市をつくる、いわば着工のときから終了するまでに時間がかかるということが一つあると思うんですね。それともう一つは、一気にすべてが移転するわけではないということだと思います。

つまり、ある意味では中央省庁が二カ所に分立するような、重都構造のような状況が比較的長い期間続くのではないかというふうに考えております。

○緒方靖夫君 やっぱりこれは大変なむだだと思ふんです。この額を具体的に考えてみてもむだです。それは、後どういうことになるのかといふと、これは固まっている考え方かどうかわかりませんけれども、例えば人事院ビルなんかは吹き抜けができたホールをつくつておいて売りやすくするとか、そういう設計さえも考えられておりますね。あるいは首相官邸については、経済界の団体がレセプションができるような部屋も考えると、一体何を考えているのかと、私はそう思っています。結局、これは財界だけではなくて、特に大手のゼネコンが非常に待望しているプロジェクトだと、巨大プロジェクト。

例えば、建設オピニオン三月号を読みますと、鹿島建設の幹部もこんなことを言っているんですね。「首都移転が行われれば、建設業が第一義的に恩恵をこうむるということは主観的にみても客観的にみても事実」だと認めているわけですよ。こういう問題、こういう側面、これはやっぱり非常に重大だと思うんですね。時間がありませんので、ちょっとそのことを述べておいて次にいきます。

移転のためには膨大な費用がかかります。調査会の宇野会長が私の質問に対して、対米公約の公

共投資六百三十兆円があると述べられました。さらに、私が個人的なお考へということでお尋ねします。どちら、財源を消費税引き上げでやるか、あるいは〇衆議院議員(玄葉光一郎君) まず、新都市をつくる、いわば着工のときから終了するまでに時間がかかるということが一つあると思うんですね。それともう一つは、一気にすべてが移転するわけではないということだと思います。

つまり、ある意味では中央省庁が二カ所に分立するような、重都構造のような状況が比較的長い期間続くのではないかというふうに考えております。

○緒方靖夫君 やっぱりこれは大変なむだだと思ふんです。この額を具体的に考えてみてもむだです。

それでは、後どういうことになるのかといふと、これは固まっている考え方かどうかわかりませんけれども、例えば人事院ビルなんかは吹き抜け

ができるホールをつくつておいて売りやすくする

とか、そういう設計さえも考えられております

ね。あるいは首相官邸については、経済界の団体

がレセプションができるような部屋も考えると、

一体何を考えているのかと、私はそう思っています。

結局、これは財界だけではなくて、特に大手

のゼネコンが非常に待望しているプロジェクトだと、巨大プロジェクト。

例えば、建設オピニオン三月号を読みますと、

鹿島建設の幹部もこんなことを言っているんで

す。「首都移転が行われれば、建設業が第一義的に

恩恵をこうむるということは主観的にみても客

観的にみても事実」だと認めているわけですよ。

こういう問題、こういう側面、これはやっぱ

り非常に重大だと思うんですね。時間があ

りませんので、ちょっとそのことを述べておいて次にいきます。

移転のためには膨大な費用がかかります。調査

会の宇野会長が私の質問に対して、対米公約の公

共投資六百三十兆円があると述べられました。さらには、私が個人的なお考へということでお尋ねします。どちら、財源を消費税引き上げでやるか、あるいは〇衆議院議員(玄葉光一郎君) まず、新都市をつくる、いわば着工のときから終了するまでに時間がかかるということが一つあると思うんですね。それともう一つは、一気にすべてが移転するわけではないということだと思います。

つまり、ある意味では中央省庁が二カ所に分立するような、重都構造のような状況が比較的長い期間続くのではないかというふうに考えております。

○緒方靖夫君 やっぱりこれは大変なむだだと思ふんです。この額を具体的に考えてみてもむだです。

それでは、後どういうことになるのかといふと、これは固まっている考え方かどうかわかりませんけれども、例えば人事院ビルなんかは吹き抜け

ができるホールをつくつておいて売りやすくする

とか、そういう設計さえも考えられております

ね。あるいは首相官邸については、経済界の団体

がレセプションができるような部屋も考えると、

一体何を考えているのかと、私はそう思っています。

結局、これは財界だけではなくて、特に大手

のゼネコンが非常に待望しているプロジェクトだと、巨大プロジェクト。

例えば、建設オピニオン三月号を読みますと、

鹿島建設の幹部もこんなことを言っているんで

す。「首都移転が行われれば、建設業が第一義的に

恩恵をこうむるということは主観的にみても客

観的にみても事実」だと認めているわけですよ。

こういう問題、こういう側面、これはやっぱ

り非常に重大だと思うんですね。時間があ

りませんので、ちょっとそのことを述べておいて次にいきます。

移転のためには膨大な費用がかかります。調査

会の宇野会長が私の質問に対して、対米公約の公

共投資六百三十兆円があると述べられました。さらには、私が個人的なお考へということでお尋ねします。どちら、財源を消費税引き上げでやるか、あるいは〇衆議院議員(玄葉光一郎君) まず、新都市をつくる、いわば着工のときから終了するまでに時間がかかるということが一つあると思うんですね。それともう一つは、一気にすべてが移転するわけではないということだと思います。

つまり、ある意味では中央省庁が二カ所に分立するような、重都構造のような状況が比較的長い期間続くのではないかというふうに考えております。

○緒方靖夫君 移転の際に、どこに移転するかと

いうことが決まらないで具体的なプランをすべて出せなんという、これは無理難題だということは

よく理解できるんです。ところが、これから移転

業というものを推し進めていくためには、あなたも御指摘があつたが、国民の合意形成というの

表現になつておるわけでござりますけれども、今も提案者から回答がありましたように、東京との

比較考量というのは当然だと思うんですね。ある

いは調査会報告でも九項目の要件というのも出で

よ、しかしそれが実際に実行されたときにつくいう負担になるのか、その財源をどう考えるのか、そういうことを抜きにしてお願いします」ということ�이かがなものかということを述べたわけ

で、その点については余りお答えがなかつたと思

うんです。

それから、私は衆議院のこの間の委員会のビデ

オを見たんですけども、鈴木長官は、十四兆円

の積算はない、どこにどうかかるか、だれが負担

するかということについて深い議論はしていない

ということを認められていますね。

そうすると、発議者の皆さんは、移転を促進し

ようとしたが、国民にどのくらいの負担を負わ

せることになるのか、まるで見当をつけないまま

で、やみくもに移転促進の結論だけを通してく

れ、通してくれといふことでお願ひしていること

になるんですか。

○国務大臣(鈴木和義君) 私が衆議院で答えたこ

とが今提起されましたので、誤解のないように申

し上げておきます。

おたくの中島先生から質問がございまして、共

産党さんは、規制緩和も、それから移転する場合

に何人ぐらいで、どこが、そういうものがきち

と決まつて、それから移転の決議をすればいい

じやないか、こういう態度なんですね。

それで、その十四兆円についても、これは国土

府長官の懇談会で、今企画とか計画されているも

のを見積もつたら一体どのぐらいになるだろうか

と、全くの概算で十四兆が出てているんです。これ

から、どのぐらいのところをどこに移すのか、そ

れを民間で持つのか国で持つのかというようなこ

とを検討すれば、今十四兆円というものを直ちに

確定するということにはなりませんよという意味

であります。いかがですか。

○衆議院議員(西田司君) よく研究をされておる

ようでございます。二十二条をお話しになる前段

として第一条を見ていただきたいと思うんです。

第一条というのは平成四年にできた現行法でござ

りますけれども、これは明確に東京圏以外へ移転

するということが規定されておるわけでございま

す。

そうすると、二十二条というのは一体何か、こ

ういうことが決まらないで具体的なプランをすべて

出せなんという、これは無理難題だということは

よく理解できるんです。ところが、これから移転

業というものを推し進めていくためには、あなたも御指摘があつたが、国民の合意形成というの

表現になつておるわけでござりますけれども、今

も提案者から回答がありましたように、東京との

比較考量というのは当然だと思うんですね。ある

いは調査会報告でも九項目の要件というのも出で

てあります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけで

あります。

その場合に、東京都という問題のあり方につい

て、ありようについて、全く第一条の認識だけで

いるのかということになつてくると、これはそ

うではなくて、東京都のよいところ、それから先

ほどからいろいろ御指摘があるよう東京都の悪

いところ、それから移転をしようとするところの

よいところ、そういうところを比較していくのは

ほんとうに起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。そういうものも起つてまいりましょう。

うことからも、目を離すわけにはいかないわけであります。

いるわけですから、これは当然だと私は思うんですが、この中で「国民の合意形成の状況」あるいは「社会経済情勢の諸事情」と、こういうくだりがあります。私は、この「国民の合意形成の状況」というのが極めて抽象的な表現だなと思つてゐるんですね。

と思うんですが、国土庁長官の御所見はいかがで  
しょうか。

○國務大臣（鈴木和美君）　國民の合意形成という」との一一番基本は、やはり移転をするということ

○國務大臣(鈴木和美君) 青島東京都知事さんは都民の生命、財産を預かっているわけでございましょうか。御所見を伺いたいと思います。

おいても考えていく問題だと思いますが、特にこれは国として首都機能を移していく、こういうふうなことで我々が言っているわけですから、この未来像というものを示す必要があるんではないかと思うんです。

これは私の持論でございますが、例えば経済特区、何もこれは中国の専売特許だとは思わないん

私は、東京都の生活や財産、生命も大切ですが、一番考えにやならぬことは、日本国全体の行

革の問題と防災という問題だと思うんです。例えば、東京の防災の問題を考えるときに、現在、国

土序と立川、それから防衛庁に機能をある程度持つてゐるんですけども、これが今持つておつ

持っているんですけれども、これだけ持つておつても東京にどんときたらこれはどうにもならぬわ

けですね。したがいまして、直下型の地震に対応するためにも、これは機能を移転しながら、経済

の問題と防災の問題とは分けて対応するということをしない、二、両面ともつなづらやうにいうことを

とをしないと、面倒になっちゃうという感じではいかぬと思うんです。

そういう意味で、東京の皆さんとこれからよくまたお話をしていくなきやならぬというように考

お話を聞かせて顶いた事で、大変うれしく思っています。

○国井正幸君 やはり東京の方は、ここから国会等が移るというふうなことで、政治的にも経済的

にも大変東京都が地盤沈下をしてしまうんではな  
いか、我々は何か置いてきぼりになつちやうん

「いや、我々は何か隠しておきたいものがあるんじゃなか  
りやないか、こういうふうな感じを持つていると  
思う。」

思うんですね。ですから、そういうことではないんだということをきちっとわかるようにしていく

ことが私はやつぱり大切なことだと思うんですね。

そういう意味では、この国会等の移転の論議と

いうものをスムーズに進めていく、あるいは国民の合意形成というのも早くなし遂げていく、その

ためには国会等の移転後の東京都の未来像、これ

をやけに具体的に提示することが必要だな」と思  
うんです。これは、国においても必要ですし、も

ちろん東京都としてみずから自治体をどのようにしていくのか、これはやっぱり東京都の責任にしていく

おいても考えていく問題だと思いますが、特にこの  
は国として首都機能を移していく、こういうふ  
うなことで我々が言つてゐるわけですから、この  
未来像というものを示す必要があるんではないか  
と思うんです。

これは私の持論でございますが、例えば経済特  
区、何もこれは中国の專賣特許だとは思わない人  
です。そういう意味では、臨海副都心の再開発等  
についてもそういうふうなことなんもあるだろ  
うし、いろんなことが考えられると思うんです  
が、どうもやはり未来像の部分がやや弱いんでは  
ないか。ですから、首都機能移転とあわせてこの  
未来像というものをもう少し具体的に提示する必  
要があるんじゃないかと思うんですが、長官いか  
がでしようか。

○國務大臣(鈴木和美君) この議論を通じて、  
今、国井先生がおっしゃった点が一番私は重要な  
点だと思います。それがないと、やはり不安とい  
うような問題が出てきますから、まさに御指摘の  
とおりだと思います。

したがいまして、未来像という問題には環境と  
いう問題が必ず入ってきます。それと同時に、瀬  
谷先生から質問の通告があつて質問はなかつたん  
ですが、東京湾の船の状況というのも大変な状況  
になつてゐるわけです。そういうことを考える  
と、東京と国が早く議論をしながら新しい未来像  
をつくつていくということにしつかりした努力が  
必要だと、本当にそう思つております。

○国井正幸君 時間がきょう迫つていまして、実  
は私は運輸省にもおいでをいただいて、この一極  
集中した東京で、いわゆる通勤ラッシュ、混雑を  
緩和するためとにかく金がかかるか、別のところ  
へ行つたら同じ金でその何倍の投資ができるか  
と、こういうことを聞きたいと思ったんですが、  
時間がないので、運輸省の方済みません、申しわ  
けございません。

ここで私の質問を終わりたいと思いますが、ぜ  
ひそういう意味では、先ほど来申ししております国  
民の合意形成というものを図つて、この世紀を画

するこの時期に、一刻も早く国会等の機能は移転することができますように、政府においても特段の御努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(菅野久光君) これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上野公成君 私は、自由民主党を代表いたしまして質問をさせていただきたいと思います。

東京はよくも悪くも世界一のマンモス都市であると言つてもいいかと思います。しかしながら、この一極集中によりまして、住宅難、それから通勤・交通地獄、物価高といろんな問題が生じているわけでございまして、そういうことを何とか解決しようということで機能の分散を図るということからこの国会等の移転につながつてきたんだはないかと思っております。

もう長い間の皆様方の御努力によりまして、先日は国会等移転調査会の報告もできたわけでございましたし、その後また、皆様方の御努力によりまして今回の法律の改正案にまとまつたわけでございました。国会の決議もございましたけれども、この間、大変な御努力をなされました總理を初め提案者の先生方、それから国土庁、関係者の皆様方にも心から敬意を表したいと思う次第でございます。

そこで、總理にお伺いしたいわけでございますけれども、總理は、自民党でも長い間行政改革を熱心に進めてこられたわけでございます。本日、「橋本行革の基本方向」といったものを出されるというようなことも聞き及んでいるわけでございます。私も長い間行政に身を置いてきたわけでございましたけれども、行政改革というのは本当に難しいないうのを身をもって感じているわけでございました。先日の一括採用の問題にいたしましても、それだけでも一つ一つ行政改革をやつしていくということの難しさというのを改めて感じてあるわけであります。

ございます。

そこで、やはり一つの何かのきっかけがないとひ進められなきゃいけないわけでございます。その一番いいきっかけとして、この国会等の機能の移転というものがあるんではないかと私は思うわ

けでございます。

そこで、總理に、總理御自身が目指しておられる行政改革と、それから首都機能の移転ということをどういうふうに関連づけておられるのかといふことをまずお伺いしたいと思うわけでございま

す。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 首都機能移転というものをとらえると考え方にはさまざま角度があります。政府の考え方をそのままに申し上げますならば、この首都機能移転というものは、物理的に政経分離を図ることによって政官民の関係のあり方を見直す契機、同時に、具体的な行政機能の移転のあり方の検討の過程において新たな行政システムの確立が生まれる、国政全般の改革に大きく寄与するものと考えている、こうした申し上げ方になろうかと思います。

ただ、行政改革と申しましてもさまざまな角度の問題を持つております。今委員がお触れになります。公務員制度、これは一括採用から、公務員の一生のライフサイクルを決める定年までの問題、さらには年金のあり方、さまざまなもののがございましょう。あるいは規制緩和ありますとか、地方分権のように随時進めていかなければならぬケースのものもあるうかと思います。

しかし、そうした作業に埋没してしまいますと、まさに大きな、例えば中央省庁の改革といつたテーマはなかなか取り上げるきっかけがつかみづらいものであります。首都機能移転というもの有機的な連携を図る、そうしたものが非常に大事になつてくるわけでありますし、私自身、こうし

た点に十分な意を用いながら進めてまいりたい、そのように考えております。

○上野公成君 今お答えになりましたように、なかなか行政改革というのは難しい問題であります。せっかくの国会等の移転であります。中央官署の主要な機能も向こうに行くわけでございます。そこから、ぜひ行政改革のてこに使っていただきたいと思うわけでございます。

そこで、東京都を初め首都圏、現在の首都圏の議員の先生、きょうは保坂議員もおられますけれども、首都が移転してしまうんじゃないかといふことを大変懸念しているわけでございます。東京からそういう機能が行くことによって、東京自身も本来はよくなるということになるんじゃないかな

と思います。国土長官の先ほどの御答弁にもあつたわけでございます。

しかしながら、首都が東京から移転してしまうというような不安が非常にあるんじゃないかな。これは国土長官がつくられたパンフレットに「新首都」というようななことがあつたことも原因であるわけでございますけれども、これはぜひ東京都を

最初関係の議員の方へ、總理の口から、首都移転ではなくて国会等の移転であるということを、また何度も言われているわけでございますけれども、確認の意味でお答えをいただきたいと思いま

らにおられる提案者の方々を中心におプロジェクトチームの方々が大変御努力をいただきながら、司法に関する機能のうちの中権的なものの移転、これを前提とするものだと私は考えております。

なお、国会等移転調査会の報告も、あくまで国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうちの中権的なものの移転について調査審議が行われたものと、私はそのように理解をいたしております。

○上野公成君 移転先がどこかということをございますけれども、きょうはお隣に栃木県の矢野先生もおられますし、愛知県の鈴木先生もおられます。そちらには福島県がそろつております。大変な推進派の方々が多いわけでございます。しかし、現段階では總論は賛成、まだ決まらないうちは賛成と。しかし、ほかに決まつたら反対というようなことになつては困るわけでございます。やはり決まつたら本当にみんなで進んで賛成をしていくことが大事なんではないかと思うわけでございます。

しかし、それにいたしましても、国民の合意形成を得るために相当な努力が必要であり、また大変な政治的なリーダーシップも求められている。私は首都移転という言葉を用いたことはありません。もつと端的に申しますなら、例えば皇室に御動座を願う、そうした気持ちは毛骨持つております。私は首都移転といふ言葉を用いたことはあります。もつと端的に申しますなら、例えは皇室に御動座を願う、そうした気持ちは毛骨持つております。

そして、国会等の移転に関する法律、この法律に基づく検討というものも、首都の移転あるいは遷都を前提として行われたものではないと私は承認をいたしております。そして、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能、そして、こち

た。たまたま大きな、例えば中央省庁の改革といつたテーマはなかなか取り上げるきっかけがつかみづらいものであります。首都機能移転というもの有機的な連携を図る、そうしたものが非常に大事になつてくるわけでありますし、私自身、こうした意味で、橋本總理の御決意をお伺いしたい次第でございます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今まで首都機能移転につきましてさまざまな角度からの御議論があつたと承知をいたしております。その中の大きな一つの柱といふものは、新しい時代に向かって人心を一新して新しい日本の未来を築き上げていく、そして後世に残していくという大きな意義を持つ事業、そうしたとらえ方がございま

そして、こうした角度からの御議論が非常に先行し、その首都機能の一部を移転していくことによつてそこに生まれる空間を東京都民の豊かさのためにどう利用するかという議論が、私はその中で必ずしも十分ではなかつたような気がいたします。

今、東京都の人口といいまして、我々の常識とはちょっとと異なりまして、例えば世界人口白書は、周辺の連続した住民のグループをとらえて二千何百万という数字を記載している。世界から見る東京という都市はそのような姿であります。

そうすると、その中にどうやってこれから先、

都民のゆとりのある空間を生み出していくか。その中には私は、国会等移転調査会の方向、そして本日御審議をいたしております方向の中で、国會等が他の地域に移転していくことによつて生まれる空間というものを、これから東京都民の豊かさをつくり出すためにどう利用するか、こうした視点も必ず必要になると考えております。

今後、専門的かつ中立的な審議会において候補地を選定していくとき、国民的な議論も踏まえながら、最終的には国会で御決定をいたくものでありますけれども、私としてもその意義にかんがみて自分の全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えております。

○上野公成君 個人的なことになるんですけども、私は都市工学科という都市計画を一応勉強した者なんですが、恩師に高山英華先生という方がおられます。一九一〇年生まれでございますから、もう八十六歳になられました。あの阪神・淡路大震災のメンバーの下河辺先生とか伊藤滋先生、この方々もお弟子さんであります。先日、同窓会がございましたして、七百人ぐらいい集まつたんでござりますけれども、そこで高山先生がございざつをされました。先生は東京でお生まれになつたんですけども、関東大震災、東京の戦災、それから阪神・淡路大震災という大きな災害を生きているうちに三

度経験されたと。しかし、日本の都市は、大きな災害の後、いつも必死になつて復旧・復興に努められるけれども、結果的に見ると、高山先生の目から見るとろくな町になつていらないということで、これはまさに御自身もいろんな計画に参加された結果の自戒を込めての述懐じゃないかと思うわけでございます。

そこで、もう四年で二十一世紀になつて、自分は百歳まで生きようと思つてはいるわけだけれども、同窓生がこれだけいるわけだから、どうか世界に誇れる立派な町をつくってくれと、一つでもいいから世界に誇れる町をつくってくれと。この同窓生、町づくりをやつしている者が多いわけでござります。

そこで、筑波もある意味では首都機能の移転をしたわけでござりますけれども、あそこの町も單身赴任が非常に多いわけですね。美しさから見てどういう町かということもいろんな議論があるわけですから、世界に誇れる、あそこはすばらしい町だという、新しい国会のある町をつくついた町では、やっぱりそこはすばらしい町とは言えないと感じます。しかし、あんなに単身赴任の多い町では、やっぱりそこはいじやないかと思うわけでございます。

そういう町をつくついたことでござります。町の美しさもだきたいと思うわけでござります。その観点から生活する人々も本当にゆとりを持って生き生きとした生活ができるようなそういう町を、せつかくの機会でござりますので、つくついたただきたいと思うわけでござります。そういう観点での経理の御所見をお伺いしまして、質問を終わらせておきます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) どんなにすてきな青写真ができましても、そこに住む人々が、住んで家族を呼び寄せ暮らしていく、そういう気持ちを持つていただけない都市であれば、私はそれは都市としては実は合格点だとは思いません。

そうした議員の御指摘等も踏まえながら、二十、

一世紀の我が国にふさわしい町づくりを行つようには、我が国の英知を結集して取り組んでいくべき課題と、そのように考え、努力したいと思いま

す。

○上野公成君 終わります。

一極集中の結果生まれる数々の弊害をなくしていくことと、そのことでござりますけれども、その結果として波及する効果にはプラス面とマイナス面があるのではないかと思います。

総理は、今度の国会移転、もし決まりましたらありますけれども、最大の意義をどこに見出していらっしゃいますでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 昨年の一月十六日までございましたなら、私は、ここで一つに絞ると、いうことでありますなら、首都機能移転の目指すもの、それは東京の一極集中排除と、これに関連し生まる空間をいかに東京都民のために豊かに使うかと、そのように申し上げたと存じます。

しかし、昨年の一月十七日に、我々は全く予想しなかつた阪神・淡路大震災という大災害を体験いたしました。そうしたことをして振り返りましたとき、当然のことながら、国土の防災対応力の強化といった視点もこの中に加えていかなければなりません。そして、今、上野議員のお話にもあります。それが、その新たに生まれる都市における人々の生活環境を潤いのあるものにすると同時に、この一極集中排除という視点から申しますなら、国会等が移転いたしました結果生まれるその空間といふものを東京都民のためにいかに潤いのある生活空間として創出するか、こうしたことに目標を絞ついくべきもの、そのように思います。

○広中和歌子君 総理は、国会移転が規制緩和とか地方分権、行政改革のきづかけになればということを橋本ビジョンの中で述べておられますけれども、地方分権、なまんぐく省庁の統廃合は、省庁はもとより自民党の中でもいろいろ反対があるというふうに伺つておりますが、総理の御所見、御決意をお伺いいたします。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、かつて自由民主党の行財政調査会長を拝命しておりましたとき、総理府と当時の行政管理庁の統合案をつくる責務をいたしました。

総論は全員が賛成であります。しかし、今議員は自由民主党だけの名前をお挙げになりましたけれども、各党なべて具体案の段階になりますと

けれども、各党なべて具体的な段階になりますと課題になつておられるわけでござりますけれども、新都市におきましては持続可能な都市のモデルをつくりいただきたい、そういうふうに私は希望しているわけでござります。

二十一世紀、これは日本だけではなくて、世界でどのように都市をつくっていくかと、これが課題になつておられるわけでござりますけれども、新都市におきましては持続可能な都市のモデルをつくりいただきたい、そういうふうに私は希望しているわけでござります。

住みやすく環境に優しい、そういう都市を目指しているのかどうか、提案者の坂本議員にお伺いいたします。

○衆議院議員(坂本剛二君) 調査会の報告にもございましたように、あるべき新都市の姿というのは、國の中核機関でもあり、國際政治都市としてそれにふさわしい風格ある都市であるべきだ、こう言われております。また、そこを活用する人々、あるいは訪れる人々にとって、周辺の環境、景観というものは非常に大切である、したがつて新都市は自然と溶け込む工夫を考えるべきである、こう報告されております。

これは、新しい都市が自然とのかかわり合いが大変大きいなという印象は持つわけでございますが、今後百年、二百年、四百年という長期間にわたって対応できる環境への配慮、これは当然のことながらやつていかなきやならぬだろうと思っております。「自然環境と調和し」というこの法律案の文言は、広中先生がぜひこれだけは入れてくれということで入れさせていただいた文言でござりますから、提案者としては肝に銘じて頑張つていただきたいと思っております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。

私も瀬谷議員と同様、東京生まれ東京育ちで、

東京が大好きな人間でございます。したがつて、

移転後の東京は、住民にとっても働く人にとっても、そしてまた、ここを訪れる人にとっても非常に魅力的な都市としてさらなる脱皮を遂げてほしいと思っております。美しい皇居を中心には、文化・学術都市、そして情報発進の基地、金融・経済の中心の地、また観光都市としても発展を期待しているわけでございます。

そういう東京をつくろうという東京の人々の思い、そういうものに総理はどうにおこたえいただけるのか、どのような配慮をしていただけるのか、どのようなリーダーシップを發揮していただけなのか、最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 最終的には、私はやはり東京の姿は、東京に生まれ育ち暮らし、そして生涯を終わらうとしておられる都民の方々が選んでいかれるものだと思います。しかし、その中

で、私は今までいいと思っておられる方はな

いと思います。

そして、一つ委員の御指摘でありますから私なりの感じを申し上げさせていただきますならば、

例えば明治神宮の森があります。今東京都民の中で、明治神宮の森が人工林であることを御存じの方がどれだけおられるでしょうか。そして、しか

もその明治神宮の森を形づくりるために喬木と灌木、草、コケまでを含めて、当時の先輩方がどれだけ都市の中に緑をつくり出すために準備をされ、設計され、形づくられたかという努力の歴史を知る方は今では非常に少なくなりました。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

国会等移転調査会の御報告を受けて瞬間感じた

私自身の思いは、そうしたものをもう一度東京の中で呼び起こすことはできないだろうか、そのようないだらうかということをあえて申し上げましたのは、そのような思いから願つております。

私も瀬谷議員と同様、東京生まれ東京育ちで、東京が大好きな人間でございます。したがつて、

移転後の東京は、住民にとっても働く人にとっても、そしてまた、ここを訪れる人にとっても非常に魅力的な都市としてさらなる脱皮を遂げてほしいと思っております。美しい皇居を中心には、文化・学術都市、そして情報発進の基地、金融・経済の中心の地、また観光都市としても発展を期待しているわけでございます。

そういう東京をつくろうという東京の人々の思

い、そういうものに総理はどうにおこたえいただけるのか、どのような配慮をしていただけるのか、どのようなリーダーシップを發揮していただけなのか、最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 最終的には、私はやはり東京の姿は、東京に生まれ育ち暮らし、そして生涯を終わらうとしておられる都民の方々が選んでいかれるものだと思います。しかし、その中

で、私は今までいいと思っておられる方はな

いと思います。

そして、一つ委員の御指摘でありますから私なりの感じを申し上げさせていただきますならば、

例えば明治神宮の森があります。今東京都民の中で、明治神宮の森が人工林であることを御存じの方がどれだけおられるでしょうか。そして、しか

もその明治神宮の森を形づくりするために喬木と灌

木、草、コケまでを含めて、当時の先輩方がどれだけ都市の中に緑をつくり出すために準備をされ、設計され、形づくられたかという努力の歴史を知る方は今では非常に少なくなりました。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

国会等移転調査会の御報告を受けて瞬間感じた私自身の思いは、そうしたものをもう一度東京の中で呼び起こすことはできないだろうか、そのようないだらうかということをあえて申し上げましたのは、そのような思いから願つております。

私も瀬谷議員と同様、東京生まれ東京育ちで、東京が大好きな人間でございます。したがつて、移転後の東京は、住民にとっても働く人にとっても、そしてまた、ここを訪れる人にとっても非常に魅力的な都市としてさらなる脱皮を遂げてほしいと思っております。美しい皇居を中心には、文化・学術都市、そして情報発進の基地、金融・経済の中心の地、また観光都市としても発展を期待しているわけでございます。

そういう東京をつくろうという東京の人々の思

い、そういうものに総理はどうにおこたえいただけるのか、どのような配慮をしていただけるのか、どのようなリーダーシップを發揮していただけなのか、最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 最終的には、私はやはり東京の姿は、東京に生まれ育ち暮らし、そして生涯を終わらうとしておられる都民の方々が選んでいかれるものだと思います。しかし、その中

で、私は今までいいと思っておられる方はな

いと思います。

そして、一つ委員の御指摘でありますから私なりの感じを申し上げさせていただきます。私は、そのような感じを申し上げましたのは、そのような思いから願つております。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

私は、自然環境というものは、当然のことながら共生できるものであり、また我々の日常生活と調和できるものだと思います。しかし、考え方を変えたときには、新たにつくり出ることも可能なものだと思います。

ると思います。そうしますと、そうした空間を生んでいくためにも、私は国会等の移転というものを本気で考える時期に既に入っていると考えております。

ただ、その中で、総理官邸の整備のお話を出てまいりました。私が今その総理官邸に付随する公邸住まいをいたしておりますから、これが老朽化しているとか、そういうことを申し上げるつもりはありません。しかし、現在の総理官邸が生まれましてからの年数というものが、その施設の老朽化という以上に、総理官邸というものの求められる機能を充足するだけのスペースを既に確保することができます。御理解をとができない状況にあるということは、御理解をいただきたいと思うのであります。そして、危機管理の問題等を踏まえましても、そうした対応をするためのスペースを探すことが非常に困難な状況に現実にございます。

私は、国会等移転調査会の報告書に提言をされておりますように、二〇一〇年ぐらいに国会などが移転をいたしましたとしても、その後も比較的長期間にわたりまして、首都機能というものは新都市と東京に並立して立地する、分かれて立地をする期間といふものは相当続くだろうと思います。そして、その期間内におきまして、東京にも総理官邸の機能の果たせる施設は、これは危機管理の上からも情報通信機能の上からも、私は必要ではなかろうかと考えております。

首都機能というものが移転をいたしました後、それが完了したとして考えてみましても、私は東京という都市は依然として我が国の経済、文化の中心であり続けると思いますし、国民各界各層との意見交換の場、あるいは各種行事の場、さらには外交等の中で大きな役割を果たす都市であり続けると思います。

さらに、危険分散という観点までを加えた考え方をとりました場合、議員が御指摘になりましたように、私は総理官邸の建設工事というもの、これが国会等移転調査会の示され、現に御審議をいただいております法律案の方向と相反するものだ

とは思いません。むしろ、東京はそれだけの二重であります。しかしながら、これは今からどれだけの費用がかかるのかを想定することも難しく、「ござい」と同時に、確かにそのためには費用も必要であります。

そこで、私は、この法律案の示す方向に向けて、一都三県の皆様方にも御協力を願いたい。それは、その一都三県の皆さんのためにも、東京にいかにして潤いのある生活空間をつくり出すかということが我々に課せられた一つの使命だと、私はそのように考えております。

○瀬谷英行君（社民党）瀬谷であります。  
ことしも半分終わろうとしておりますけれども、総理にちょっとお正月のことと思い出してもらいたいと思うんです。正月というのは、どういうわけだから昔から余りどしゃ降りなんというのではないですね。大概お天気がいいんです。なぜお天気がいいのか、青空が見えるのか。特に最近は東京ではお盆と正月しか青空が見えないようになったんですよ。常にスマッキングなどと称するわけのわからないものがあつて、空気が汚れていて空気がどんよりしている。それは結局東京に人口が集中過ぎて、そしてその集中し過ぎた人がお盆と正月だけは留守になるんですね、田舎へ帰る。そして、あの渋滞を起こしていた車も走らなくなっている。車も走らなくなるから結局スマッキングがなくなつて青空が見える。こういうことのようなんですね。言われてみりやそうかなと思うんですよ。

ただ、我々は日常、ほかのことと違つて空気の汚れだけは目に見えないんです。きょうは空気が汚れているなとか、きょうの空気はきれいだな

○國務大臣（橋本龍太郎君）今、瀬谷委員から、大気汚染を一つの例として、人口あるいは諸機能の東京への過度の集中による弊害というものの御指摘がございました。確かに、環境という面から考えましたとき、昭和四十年代の半ばに私は東京の大気の汚染というものは限界に達しておったと思います。そして、それが工場等の排出源からの排出を取り締まることによって一時期ある程度、まさに議員のお言葉をかりますなら、空の青さを取り戻しありました。ところが、その後、人口の急増とモータリゼーションの普及といふものの中で、今度は特定の大きな排出源規制を行なうだけではどうにも仕方のない、むしろ我々一人一人がその加害者の一翼を担つてしまふような人口の集中による大気汚染というものが年々激化してきた、私もその御指摘はそのように思いました。

そして、例えば、環境庁あるいは通産省等々、あるいは警察庁等も含めましてさまざまな角度でこれに対する対応策は講じていただいておりましたが、その方策の効果以上に人口の集中度の方が高い、それが大きな問題を呼んでいるとい

うことは間違いないかもしれません。むしろ、東京はそれだけの二重であります。しかしながら、その点気がつかなかつたけれども、そういう現象がある。そのことを考へると、今まで余り触れてていなかつたけれども、大気の汚染という問題は地球の温暖化とも関係があるんですね。そうしてみると、いかに過密の状態というのがいろいろなことに影響しているかということがここでわかると思うんです。

例えば東京の通勤の混雑、埼玉県から一日百万人が通つている、通勤通学者を含めて。それは千葉県でも神奈川県でも同じだと思いますよ。どう考えてみてもこれは不自然だというふうに私は思いますが、この状況は東京都だけでは解決できないと思うんですね。国が英断を振るわなきやならないというふうに思うんですが、その点についての総理の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（橋本龍太郎君）今、瀬谷委員から、大気汚染を一つの例として、人口あるいは諸機能の東京への過度の集中による弊害というものの御指摘がございました。確かに、環境という面から考えましたとき、昭和四十年代の半ばに私は東京の大気の汚染というものは限界に達しておったと思います。そして、それが工場等の排出源からの排出を取り締まることによって一時期ある程度、まさに議員のお言葉をかりますなら、空の青さを取り戻しありました。ところが、その後、人口の急増とモータリゼーションの普及といふものの中で、今度は特定の大きな排出源規制を行なうだけではどうにも仕方のない、むしろ我々一人一人がその加害者の一翼を担つてしまふような人口の集中による大気汚染というものが年々激化してきた、私もその御指摘はそのように思いました。

したがつて、そういうことを考へると、緑豊かなすばらしい環境でもつて職住近接の理想的な都市といふものをモデルケースとしてここでござえてみる。そして、全国に対して右へ倣えをしてもらつ、こうしたことになれば今回の法律も国民に一つの夢と希望を与えることになると思います。

その点で、やはりみんなが大いに期待するような新都市を建設するいい機会じゃないかと思うんです。今東京は余りにも過密の状態がひどくなりました。超過密なんですよ。これはまさに病的だと言わざるを得ません。

昔、石川啄木という人が東京で亡くなっているんですけれども、「何となく、今年はよい事あるごとし。元日の朝、晴れて風無し。」という歌があるんです。ちょっとそれだけ私頭に残っているんですけれども、そういう状態というものをもう一度東京にも戻したい、東京も住みやすくしたい。それから、新しい都市は豊かな理想的な都市であつてほしい。

こういうふうにするためにはどうしたらいいかというと、東京都がいろいろ言つても、これは東京都だけじゃどうにもならないです。どんないい医者だって手術をするには自分の腹は切れませんわね。だから、その点を考えると、東京都にこの大手術を自分でやれ、切腹しろと言つたつてそれは無理なんです。だから、やっぱり政府が、国家が思い切つて勇断でもってこの大手術をやるのにいい機会じやないかというふうに考えておるのであります。その点、総理の御見解を伺いまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、この首都機能移転というものを契機に、先ほど議員がお挙げになりましたようなさまざまの悩みを抱えている東京の中に少しでも潤いを取り戻すことができればそれだけでも非常に大きな成果と、将来を考えたときに、本気でそう思います。それだけに、私どものできる限りの努力を尽くしてまいりたい、そのように思います。

○緒方靖夫君 総理は先ほど、物理的な首都機能移転の検討を通じて国政全般の改革に寄与すると強調されたと思います。

本日、橋本行革の基本方向について、これが出されましたが、この中でもやはり移転による改革の推進が強調されていると思います。行政改革というのであれば、中央省庁を含めて現在の

行政のどこが問題でどう改革するのかということについて具体的に明らかにして国民に問うべきだと思いますけれども、行革が必要だから首都移転をするというのちよつと筋違いじゃないかと思うわけです。それとも総理は、行政の長とか。して首都機能移転という物理的な手段を講じないとと思うわけですか? どちらも、行革が必要だから首都移転をするというのちよつと筋違いじゃないかと思うわけです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、本日行革の考え方を発表したと言われましたが、党において行われておる作業の報告を私は本日まだ受け取れおりません。ですから、発表どころか本人がまだ報告を受けたりませんということを冒頭申し上げておきます。

その上で、大変複雑な理論構成をされましたけれども、私は行政改革のために首都機能移転をするんだと申したことではないと思います。私は行政改革のために首都機能移転をするという言い方をしておりません。ですから、発表どころか本人がまだ報告を受けたりませんということを冒頭申し上げておきます。

はございました。

また同時に、中央省庁の統廃合といふものは、御党も含めまして、私は自分の体験から、総論賛成各論反対がいかにひどいかということを体验いたしておりますので、先ほど申し上げましたよと、こうして首都機能移転といふものをとらえたことはございました。

○緒方靖夫君 発表していません、自由民主党はね。

○緒方靖夫君 国会とともに移転するのは政策立案部門のみでないと、移転対象を従来の構構より狭めている。それならば、宮澤答弁よりさらに過密解消の効果は小さくなると思うんですね。

端的にお尋ねしたいんですけれども、総理の意見は、この中で述べられている宮澤元総理の考えとは違うのかどうか、政府の責任者としても判断が変わったのであれば、その変わった理由は何かお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 宮澤元総理の御答弁の一部分だけを抜粋されてお読みのようあります。

宮澤元総理は、議員が御引用になりましたその後で、「そういう意味では、過密があり、やはり改革に寄与するといふ、そういうことを言われた」と思っています。

○緒方靖夫君 総理は、移転を通じて国政全般の改革に寄与するといふ、そういうことを言われた

と思うんですね。そのことは、移転をしてこにして等閑に付するわけにはいかない。これがありましても、私はそういったふうに受け取っております。

先ほど総理が言われた東京の一極集中の緩和か。この効果について、宮澤元総理が一九九二年十二月八日の本院の国会等の移転に関する特別委員会の答弁の中でこう言われているということをちょっと想起したいと思うんです。

新しい移転先で、「東京の持つている問題といふのは少しも解決、少しもとは言ひ過ぎですが、恐らくほとんどの解決しないのではないか。」「過密があり、やはり災害に対する危険があり、そういう問題は依然として私は残っていると思います」と、そういったことを宮澤総理は当時述べられました。

橋本ビジョンは、先ほど受け取っていないと言はれましたが、発表されているので、私これを引用させていただきたいけれども……

○国務大臣(橋本龍太郎君) 発表していません、特別委員会の下河辺氏は、やはり衆議院の次官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言う方もおられるんですね。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

省官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言つて、例えば移転に賛成する人も一極集中の緩和の

結果をほんと認めない、効果はないと言つておられます。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

省官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言つておられます。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

省官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言つておられます。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

省官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言つておられます。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

省官、調査会委員の下河辺氏は、やはり衆議院の効果をほとんど認めない、効果はないと言つておられます。私は宮澤元総理もそう思つた方だと思いましたけれども、例えば元国土事務

して私は残っていると思いますので、そのことを等閑に付するわけにはいかない。これがありましても、私はそういったふうに受け取っております。

私は、首都機能の移転といふものあるいは分散移転をするといふのはちよつと筋違いじゃないかと思うわけです。

九

○國務大臣（橋本龍太郎君）特定の方の御発言を引用されての御質問であります、無責任な移転であれば私も反対であります。責任を持つた移転の方向づけをしていくためのこの法律案、議員立法として国会は御審議になつておられるものだと思いますし、私は国会が無責任な移転をお決めになるとは考へておりません。

それから、首都機能の移転に要する費用ということにつきましては、今一部をこれも引用されましたが、私は、同じようくそのときの答弁の中で、移転先地及び移転の規模によって大きく変化するものであること、またその財源については公共事業により行う部分、民間が行う部分などがあつて、現段階で財源対策を検討するには不確定

な要素が多過ぎるため、今後熟度に応じて検討されるべきもの、そのように御答弁を申し上げております。

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でござるがま  
を指摘して私の質問を終わります。

私は、この国会等移転については積極的に進め  
るべきだ、こういうふうに考えております。

そこで、この改正法案が可決成立しますと、総理府に国会等移転審議会が設置されて総理の諮詢

に応じる、ということになつてゐるわけでござりますので、総理の御決意のほどを伺いたいと思

うわけでもござります。

た。そして、翌十三日のそれそのマスコミによる経過等が取り上げられております。読売新聞によりますと、「刊害交渉、是出まで迷走 妥協重

ねた修正劇」、こういうふうな見出しが出ております。時間の関係で記事の部分は省略たいと思いますが、最後のくだりに「最終的には、首相の意を受け、党行政改革推進本部の水野清本部長が調整に乗り出した。が、法案提出を最優先し、都連

の主張に沿って修正したため、水野氏も「都連の独壇場だ」とぼやいた。「こんなくだりがあるんですね、記事として。そして、同じ十三日の朝日新聞の東京版に青島知事のコメントが載つておるわけでございますが、このコメントの内容が、「法案が当初、移転の「推進」を前面に出し、具體化を急ぐ内容だったのに比べ、「検討」の色合いを残すようになった点などを評価した。」こういうことなんですね。

平成二年十一月七日、衆参両院において国会等の移転に関する決議が採択されて今日を迎えているわけでございますが、今回の一連の修正劇を、国会決議あるいは調査会報告などから一步後退したのではないかと、こういうふうに受けとめていたのではないかと、書き方もありますから。私はそんなことがありますから。私はそんなことがあってはならないというふうに思つておるのですが、総理の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 本来、議員立法の内容について政府側がそのプロセスをどう評価するかといったような発言は慎むべきものであろうと存じます。

しかし、今回の法律改正というものは国会等の移転に関するこれまでの検討の蓄積というものを前提に置かれながら移転先の候補地の選定体制の整備を急がれるという内容のものでありますし、大きく前進こそすれば後退と論評をなさるとするならば、その方々の期待値に比べて後退なのかもしれません。しかし、私は法制度の上からむしろ大きく前進したものだと思つております。

また、現行法の前文におきましても、「国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進める」とは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要」とされているところでありますし、私は今回の改正法はまさに最終段階の検討を行うために提案をされたものだと理解をいたしておりまして、後退という感じは政府といいたしては全く持つておりません。

○国井正幸君 確かに総理の言われるよう、議員立法でござりますから。ただ、記事のくだりに首相の意を受けて水野本部長が云々とあつたものですから、お聞かせいただいたわけでございま

先ほど、実は私、提案者の方にもお尋ねをした  
んですが、改正法案の第二十二条に関してござ  
ります。「国民の<sup>ふるまひ</sup>成る大元、土木等皆省略

の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されるものとする。」との

文面が挿入されたわけでござりますが、私はある意味では「東京都との比較考量」というのは当然だというふうに思うんです。これは、調査会報告

でも移転先地の選定基準、これが九項目ほど提案されているわけでござりますから、当然といえば当然でございます。」「西郷」「西郷」をどうも

当然だと思ふんです。たゞ、國民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情」というのはもつともらしい表現なんですが、極めて抽象的なことで

もあると思うんですね。何をもって国民の合意形成の尺度とするのかというのも、なかなかこれも難しい問題だと思います。

そこで、私は、国民の合意形成が十分でないからとかあるいは国の財政事情が厳しいから、こう

いうふうなことだけがこの国会等移転がどんざをしてはならないと思うわけでございます。国民の合意形成というのは政府と我々が一体となつてつ

くり上げるべきものだといふうにも考えますし、ある意味では古いものを駆除してこの国会で、あるいは多云の中でもう一つを裁戮する

会社車の「であります」と「であります」をもとに、して人心一新を図りつつ、さらにこの行財政改革というのに努めていくべきだと私は思います。

そういう意味で、非常に抽象的表現が入っているがゆえにとんざしてしまうのではないかと危惧をするんです。決してそのようなことがないよう

私は願つてゐる一人なんですが、総理の御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。いかゞや、よい。

○國務大臣（橋本龍太郎君） 一つの問題と申しますが、條文に触れられたわけありますけれども

も、私は、その東京都との比較考量というものにつきましては、移転先の候補地に国会などを移転いたしました場合、各分野でどのような長所があり、また短所が生ずるのか、こうした総合評価を現在国会等が存在しております東京都と比較考量して検討することによって、国会等の移転の意義がこの法律で期待をしてくださっているような方向に進んでいくのか、よりよい場所を選択することに資するのではないか、こうした視点を確かめる趣旨だと理解いたしてまいりました。

そして、国民の合意形成という部分にも触れられたわけでありますけれども、この国会などの移転につきまして、最終的にはこれは国会において御決定をいただくべきことであります。しかし、平成二年の国会決議、平成四年現行法の制定、さらに昨年の国会等移転調査会の報告と、一步一步積み上げてこられた経過というものも尊重されつつ、国民の合意形成状況などを的確に踏まえながら国会として決定されるべきものと、私はそのよううに考えております。

○国井正幸君　ありがとうございました。

○委員長(菅野久光君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上野公成君、坂野重信君及び中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として溝山顯正君、河本三郎君及び服部三男雄君が選任されました。

○委員長(菅野久光君)　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案

に対し修正の動議を提出し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

今さら改めて申し上げるまでもありませんが、新首都の決定は、我が国にとりましてはまさに国民的課題としてとらえなければならない最重要課題であります。

東京は、江戸幕府時代の約三百六十余年間を含めて四百年もの長い間我が国の首都であり続け、政治、経済、社会、文化、教育等々広範な分野で歐米先進諸国に追いつけ追い越せの合い言葉のもと、すべての日本国民の牽引車の役割を担つてきたのも事実であります。

その間、東京は、大正十二年に発生した関東大震災で人的にも物的にも大被害をこうむり、第二次大戦では東京のはとんどが灰じんに帰したにもかかわらず、再び三たびよみがえり、今日の繁栄を築いてまいりました。これは、日本国民すべての方々の御協力のたまものであることはもちろんであります。東京都民並びに神奈川、千葉、埼玉等周辺県民の方々の献身的な努力とあわせて、これらの方々の通勤、交通問題、物価、生活問題、環境問題等々多大の犠牲に負うところが大きいと思うのであります。

そこで、これら地域の住民を代表する形で東京、神奈川、千葉、埼玉の各県知事及び横浜、川崎、千葉の各市長が、去る五月十五日、今回の法律改定案に対し、「移転の必要性や、移転が首都圏のみならずわが国に与える影響、移転に要する費用とその効果等多くの課題について十分な議論を尽くされたとは言えません。国民的合意が得られないまま、移転論議が検討の段階から推進の段階に踏み込むことに対し深い危惧の念を抱くものであり、長期的な観点に立った慎重かつ十分な議論が行われることを強く望みます」との意見を発表されました。また、これらの関係各県議会や市町村議会におきましても、同趣旨の決議を行つておられます。しかも、これら関係住民の方々は、実に三千三百万人、日本全人口の二八%を占める

のであります。

私は、これらの方々の熱い思いと、昭和四一年七月四日に開議決定されてから既に三十年経過したにもかかわらず、いまだに完全な機能を發揮できない新東京国際空港、成田空港の教訓を踏まえて、次のようない修正案を提案いたします。

具体的修正案は、お手元に配付しておりますので、御参照いただくことにいたしまして、修正案の意図するところの概要を御説明申し上げます。

修正案は、第二十二条第一項に、審議会の答申が行われたときは、「候補地の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の意向を確認する」との追加修正であります。地元関係者の意向確認が各種公共事業を行うに当たつていかに重要なかあるかは、さきに述べました新東京国際空港建設、長良川河口堰建設や各地のダム工事、道路、地下鉄等公共事業の例を挙げるまでもございません。

また、各自治体におきましても、県庁・市町村庁舎の移転問題を初め各種の公共施設の建設問題で、常に問題となるのは関係住民の方々の合意形成であり、したがつて、この追加修正は、首都移転の是非を決定するに当たつて必須の条件であります。

次に、第二項は、全文新たに追加修正するものであります。

日本国憲法には、御高承のとおり、国民投票制度として第九十五条、第九十六条がありますが、私は、憲法制定当時には首都移転は予想だにしなかつた問題だと推論いたします。だとすれば、全国人民の課題の最重要問題である首都移転の是非と移転先の決定に当たつては、国民の合意形成の状況把握に資するため、別に法律の定めると成るところにより、移転について国民投票を行うことを提案いたします。

申し上げるまでもなく、日本国憲法は国民主権を根本規範としております。しかも、首都機能の

事務でもあります。ここに提案いたします国民投票は、国民的合意形成のため、より国民主権を生かすためのものであり、立法権を握るものではないと確信いたします。

何とぞ、提案の趣旨をお酌み取りいただきまして、最高立法機関、良識の府と言われる私ども参議院において、委員の皆様の御賛同をお願い申し上げ、私の提案理由の説明を終ります。

○委員長(菅野久光君) ただいまの統訓弘君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。鈴木国土長官。

○国務大臣(鈴木和美君) ただいまの国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案に対する法律案については、政府としては反対でございません。

○委員長(菅野久光君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

本法案は、首都の移転先候補地を選定する国会等移転審議会を設置し、膨大なむだ遣いである首都移転を新たな段階に推し進めようとするものであり、断固として反対です。

そもそも本法案は、提出に至る過程で与党内の不一致が露呈し、密室の取引でつくられたものであります。国会など首都を移転するという国民主権にかかる重要問題について、我が党が要求した参考人質疑なども行わないまま、わずか二時間半の審議で採決を行うことは、国会の使命を放棄するものであります。国会など首都を移転するため、別に法律の定めることを認めることはできません。

私は、憲法制定当時は首都移転は予想だにしなかつた問題だと推論いたします。だとすれば、全国人民の課題の最重要問題である首都移転の是非と移転先の決定に当たつては、国民の合意形成の状況把握に資するため、別に法律の定めることを認めることはできません。

本委員会の審議の中でも、首都移転で東京の過密問題が解消するという具体的な根拠は一切示されませんでした。それどころか、東京を国際金融情報都市にする方向を進め、オフィスビル中心の臨海副都心開発の継続、業務核都市構想の推進を野放しにすれば、かえつて過密の激化を招くおそれさえあるのです。地震対策でも、首都機能の一部が移転するだけで、置き去りにされる首都圏三千二百万人の地震対策は全くないのであります。国会等移転調査会の宇野収会長は

なるかもしないと答弁しましたが、一たん着手されれば空前の巨大プロジェクトになることは確実です。これによつて恩恵を受けるのは大手ゼネコンや財界だけです。他方、国民は耐えがたい負担を強いられることになります。

今、我が国は、総額二百四十一兆円の借金を抱えて、新たな修正案を提案いたします。

具体的修正案は、お手元に配付しておりますので、御参照いただくことにいたしまして、修正案の意図するところの概要を御説明申し上げます。

修正案は、第二十二条第一項に、審議会の答申が行われたときは、「候補地の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の意向を確認する」との追加修正であります。地元関係者の意向確認が各種公共事業を行つていかに重要なかあるかは、さきに述べました新東京国際空港建設、長良川河口堰建設や各地のダム工事、道路、地下鉄等公共事業の例を挙げるまでもございません。

また、各自治体におきましても、県庁・市町村庁舎の移転問題を初め各種の公共施設の建設問題で、常に問題となるのは関係住民の方々の合意形成であり、したがつて、この追加修正は、首都移転の是非を決定するに当たつて必須の条件であります。

次に、第二項は、全文新たに追加修正するものであります。

日本国憲法には、御高承のとおり、国民投票制度として第九十五条、第九十六条がありますが、私は、憲法制定当時は首都移転は予想だにしなかつた問題だと推論いたします。だとすれば、全国人民の課題の最重要問題である首都移転の是非と移転先の決定に当たつては、国民の合意形成の状況把握に資するため、別に法律の定めることを認めることはできません。

本法案は、首都の移転先候補地を選定する国会等移転審議会を設置し、膨大なむだ遣いである首都移転を新たな段階に推し進めようとするものであり、断固として反対です。

そもそも本法案は、提出に至る過程で与党内の不一致が露呈し、密室の取引でつくられたものであります。国会など首都を移転するため、別に法律の定めることを認めることはできません。

私は、憲法制定当時は首都移転は予想だにしなかつた問題だと推論いたします。だとすれば、全国人民の課題の最重要問題である首都移転の是非と移転先の決定に当たつては、国民の合意形成の状況把握に資するため、別に法律の定めることを認めることはできません。

本委員会の審議の中でも、首都移転で東京の過密問題が解消するという具体的な根拠は一切示されませんでした。それどころか、東京を国際金融情報都市にする方向を進め、オフィスビル中心の臨海副都心開発の継続、業務核都市構想の推進を野放しにすれば、かえつて過密の激化を招くおそれさえあるのです。地震対策でも、首都機能の一

部が移転するだけで、置き去りにされる首都圏三千二百万人の地震対策は全くないのであります。国会等移転調査会の宇野収会長は

反対です。

なお、修正案も首都移転候補地の選定を前提と

したもので、本法案の本質を何ら変えるものではないので反対いたします。

日本共産党は、首都移転に反対するすべての良識ある国民と手をつけないで、計画の中止のために全力で奮闘することを表明し、反対討論を終わります。

○委員長(菅野久光君) 他に御意見もないようですが、原案並びに修正案に対する討論は終局しました。

それでは、これより国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、統君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(菅野久光君) 少数と認めます。よつて、統君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(菅野久光君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認め、さよ

と決定いたしました。

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(菅野久光君) 次に、請願の審査を行います。

第一六〇九号 首都移転計画の中止に関する請願

外九件を議題といたします。

本委員会に付託されおりま

す。これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一

致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○委員長(菅野久光君) 次に、継続調査要求に関する件についてお詫びいたします。

国会等の移転に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続

調査要求書を議長に提出いたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菅野久光君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(菅野久光君) 次に、請願の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

律案の一部を次のように修正する。

第三章の次に二章を加える改正規定のうち、第二十二条中「ときは」の下に「候補地の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の意向を確認するとともに」を「東京都」の下に「と候補地」を、「移転」の下に「のは是非」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の検討に当たっては、国民の合意形成の状況の把握に資するため、別に法律で定めるところにより、移転について国民投票を行うものとする。

この修正の結果必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、約三百億円

の見込みである。

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、首都移転計画の中止に関する請願(第一六

〇九号)

れば、過密の「是正」どころか、新たな「極集中」を生む危険さえある。平成八年度末の国との借金は、国民一人当たり約二百万円に達し、政府は「財政危機宣言」を発している。新首都建設の費用は、直接の建設費だけで十四兆円(国民一人当たり十一万円)以上と言われば、東京都は「首都機能移転が本当に国民のためになるのか、移転費用については、次の事項について実現を図られたとする。

一、首都移転計画を直ちに中止すること。

一、首都移転のための法改正を行わないこと。

一、首都機能移転計画の再考に関する請願(第一六

二〇号)

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、首都機能移転計画の再考に関する請願(第一六

二〇号)







平成八年六月二十六日印刷

平成八年六月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D